

障がい者の就労系サービスのご案内

令和8年2月
小田原市作成

■障がい者の就労に向けた障がい福祉サービス

身体障害や知的障害、精神疾患などがある方に対し、就労に向けた訓練や生産活動の体験を提供する様々な障がい福祉サービスがあります。一人ひとりの適正や状況に合った支援をご活用ください。

就労移行支援（就職に向けた支援）

- ・就労に向けて、職業訓練や企業実習、求職活動の支援等を提供します。
- ・原則的に利用期間は2年まで（退職後の再利用や期間延長は要相談）

就労継続支援A型（福祉的就労）

- ・福祉的な支援を受けながら、雇用契約に基づき生産活動等を行います。
- ・最低賃金が適用され、施設外の企業等で就労する場合もあります。

就労継続支援B型（作業体験や就労に向けた訓練）

- ・通常の企業等に雇用されることが困難な障がい者を対象に、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な訓練等を行うサービスです。

就労定着支援（就職後の支援）

就労系サービスを経て就職した障がい者を対象に、就労定着に向けて利用者との面談や、会社や医療機関との連絡調整等を行います。
利用期間は3年まで

<就労系サービスの対象者>

障害者手帳、精神科通院による自立支援医療証、特定指定難病医療証などをお持ちの障がい者であって、通常の企業等に雇用されることが困難であるとして、市町村から支給決定を受けた方

就労選択支援の導入について（令和7年10月から新設）

1ヵ月程度の作業体験を通じて、障がい者の障がい特性や就労能力を客観的に評価し、本人の希望や適性に合った働き方やサービスについて、本人がより良い選択できるよう支援するサービスです。

<就労選択支援の主な内容>

ご本人と協働して作成した評価結果を関係機関と共有

就労選択支援事業所

約1か月で本人の就労適性等を評価し、関係機関と共有します。

①短期間の生産活動等を通じた就労適性や本人意向等の評価

③アセスメントシート（評価結果）の作成

②計画相談支援や通所先等の関係機関や本人とケース会議を開催

④通所先事業所等との連絡調整

（就労移行支援事業所にて就労アセスメントを受ける場合もあり）

計画相談支援事業所

就労系サービス

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

ハローワーク等

評価結果を踏まえて職業指導を実施

<就労選択支援を利用する効果>

自分の適正や希望に合った職種や働き方、必要な訓練が分かる

自分に合った就職先や通所する事業所選びについて相談できる

通所先の支援者が、本人の特性を踏まえた支援をしてくれる

就労継続支援B型の利用を希望する場合、原則として就労選択支援によるアセスメントが必要です。

（通常の企業等での就職や、就労移行支援による訓練等が難しい状態であることを確認します。）

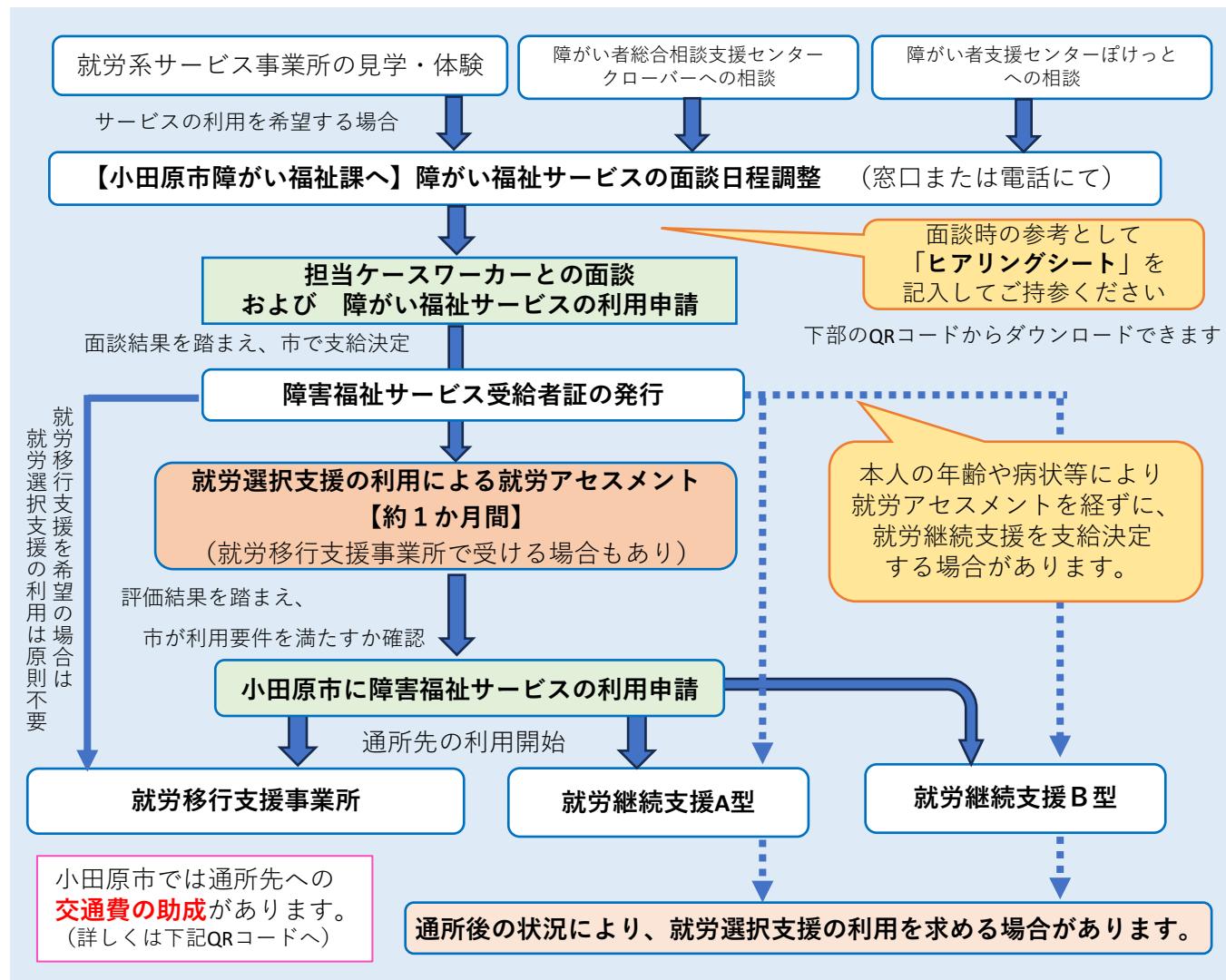
<就労選択支援が必要なサービスと対象となる方>

就労系サービスの利用にあたり、就労選択支援の利用が必要な方が定められています。また、通所後の就労へのステップアップに向け、若い世代の方や通所が安定した方などに積極的に活用いただいている。

サービス類型	新規の利用希望者	すでに利用中の更新希望者
就労継続支援B型	下記以外の方 令和7年10月から就労選択支援を原則利用	本人希望や状況により利用 就労アセスメント未実施で ・通所日数が安定した方 ・通所後に能力や就労意欲の向上が認められる方 ・一定期間が経過した場合など
	就労経験がある方などで雇用が困難と認められる方 本人希望や状況により利用	
就労継続支援A型	令和9年4月から就労選択支援を原則利用	
就労移行支援	本人希望や状況により利用	2年間を超えて更新する場合は令和9年4月から原則利用

<利用申請から通所先選択までの流れ>

就労系サービスを利用するにあたり市に申請の上、原則として就労アセスメントを受ける必要があります。



<通所先事業所の探し方>

- ・小田原市ホームページまたは「障がい情報サービスかながわ」で事業所を検索できます。
- ・就労系サービス利用に係る留意事項もあわせて、右のQRコードからご確認ください。

